

公立病院改革ガイドラインにかかる 再編・ネットワーク化に対する基本的な考え方（骨子）

平成21年3月 島根県

1. 趣 旨

公立病院改革ガイドラインに沿って、島根県保健医療計画との整合性を確保しつつ、本県の再編・ネットワーク化に関する基本的考え方を示す。

2. 公立病院の役割

地域において提供されることが必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供すること。（公立病院改革ガイドラインより）

（例えば、①過疎地、②救急等不採算部門、③高度・先進、④医師派遣拠点機能）

3. 公立病院の現状

- ① 県保健医療計画上、公立病院は、各圏域において、医療提供体制上重要な役割
- ② 各圏域において必要な病床を確保する上で、重要な役割
- ③ 巡回診療や診療所への医療従事者派遣など、拠点病院としての役割
- ④ 医療従事者の不足により、医療機能の維持が大きな課題

4. 再編・ネットワーク化について

- ① 地域の需要を踏まえ、再編や経営統合等の取り組みが既に実施されている。
【再編】津和野共存病院と日原共存病院の再編（平成19年11月）
【経営統合】隠岐広域連合設立による隠岐病院と島前診療所（現隠岐島前病院）の経営統合（平成11年9月）
【代診医派遣】県立病院からへき地診療所等への派遣制度を創設（平成12年4月）
- ② 離島や中山間地に立地する公立病院は、隣接する病院との距離が離れており、代替する病院がない。
- ③ 都市部の公立病院は、県全体に対応する基幹病院としての役割、特殊な診療に対応する役割など、それぞれの性格や機能により連携体制に位置づけられている。
- ④ 県内の公立病院は、各地域における中核的な病院として機能。既に公立病院改革ガイドラインの趣旨に沿った取り組みがされており、さらなる再編統合を図る状況にはないと考える。
- ⑤ ネットワーク化については、保健医療計画に基づき、地域の医療機関や福祉施設等と連携を深め、切れ目の無い保健・医療・福祉サービスを提供するとともに、圏域を越えた連携体制を構築していくよう努める必要がある。
- ⑥ なお、今後、医師等の医療スタッフの確保状況や医療を取り巻く環境の変化によっては、医療機能の再編の検討が必要となることも考えられる。
その場合には、地域に必要な医療機能について、行政、病院、住民等が十分に議論するとともに、圏域内あるいは圏域を越えた医療機関の連携により、地域医療を確保する方策を併せて検討する必要がある。